

平成 30 年度

名古屋市各会計予算

目 次

(一般会計)

平成30年第 1 号議案	平成30年度名古屋市一般会計予算	1頁
--------------	------------------------	----

(特別会計)

平成30年第 2 号議案	平成30年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	19頁
平成30年第 3 号議案	平成30年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	21頁
平成30年第 4 号議案	平成30年度名古屋市介護保険特別会計予算	23頁
平成30年第 5 号議案	平成30年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算	27頁
平成30年第 6 号議案	平成30年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	29頁
平成30年第 7 号議案	平成30年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算	35頁
平成30年第 8 号議案	平成30年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算 ..	39頁
平成30年第 9 号議案	平成30年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	41頁
平成30年第10号議案	平成30年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	45頁
平成30年第11号議案	平成30年度名古屋市基金特別会計予算	49頁
平成30年第12号議案	平成30年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	57頁
平成30年第13号議案	平成30年度名古屋市公債特別会計予算	61頁

(公営企業会計)

平成30年第14号議案	平成30年度名古屋市病院事業会計予算	65頁
平成30年第15号議案	平成30年度名古屋市水道事業会計予算	71頁
平成30年第16号議案	平成30年度名古屋市工業用水道事業会計予算	75頁
平成30年第17号議案	平成30年度名古屋市下水道事業会計予算	79頁
平成30年第18号議案	平成30年度名古屋市自動車運送事業会計予算	83頁
平成30年第19号議案	平成30年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	87頁

一 般 会 計

平成 30 年度名古屋市一般会計予算

平成 30 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,209,738,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		569,044,000
	1 市 民 税	279,236,000
	2 固 定 資 産 税	210,644,000
	3 軽 自 動 車 税	2,454,000
	4 市 た ば こ 税	14,490,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 事 業 所 税	16,142,000
	7 都 市 計 画 税	46,077,000
2 地 方 譲 与 税		6,282,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,421,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,289,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	509,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	61,000
3 県 税 交 付 金		76,766,000
	1 利 子 割 交 付 金	690,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,687,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,353,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	512,000
	5 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	6,790,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	46,949,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	77,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,468,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	13,240,000

款	項	金 額 千円
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		8,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	8,000
5 地 方 特 例 交 付 金		2,190,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,190,000
6 地 方 交 付 税		8,000,000
	1 地 方 交 付 税	8,000,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,000,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,000,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		46,768,864
	1 使 用 料	35,864,966
	2 手 数 料	6,132,279
	3 診 療 収 入	2,623,588
	4 介 護 収 入	1,369,317
	5 支 援 収 入	778,714
9 国 庫 支 出 金		198,888,176
	1 負 担 金	168,699,538
	2 補 助 金	29,370,472
	3 委 託 金	818,166
10 県 支 出 金		54,553,319
	1 負 担 金	37,646,681
	2 補 助 金	12,349,316
	3 委 託 金	4,557,322
11 財 産 収 入		6,175,143
	1 財 産 運 用 収 入	2,388,332
	2 財 産 売 払 収 入	3,786,811
12 寄 附 金		295,140
	1 寄 附 金	295,140

款	項	金 額 千円
13 繰 入 金		15,668,093
	1 他 会 計 繰 入 金	15,668,093
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		132,338,264
	1 延滞金、加算金及び過料	254,941
	2 預 金 利 子	7,664
	3 他会計貸付金元利収入	1,141,766
	4 貸 付 金 元 利 収 入	98,434,188
	5 受 託 事 業 収 入	824,759
	6 収 益 事 業 収 入	10,550,147
	7 雑 入	21,124,799
16 市 債		91,761,000
	1 市 債	91,761,000
歳 入 合 計		1,209,738,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,483,622
	1 議 会 費	2,483,622
2 総 務 費		44,283,617
	1 総 務 管 理 費	20,738,266
	2 財 務 管 理 費	5,708,829
	3 選 挙 費	989,981
	4 統 計 調 査 費	332,356
	5 徴 税 費	15,265,166
	6 防 災 危 機 管 理 費	1,249,019
3 健 康 福 祉 費		316,521,342
	1 社 会 福 祉 費	91,045,031
	2 老 人 福 祉 費	57,300,077
	3 生 活 保 護 費	89,614,902
	4 国 民 年 金 費	1,022,919
	5 国 民 健 康 保 険 費	22,994,925
	6 介 護 保 険 費	28,221,821
	7 公 衆 衛 生 費	11,981,554
	8 環 境 衛 生 費	3,810,067
	9 保 健 所 費	9,575,129
	10 衛 生 研 究 所 費	954,917
4 子 ど も 青 少 年 費		165,444,978
	1 子 ど も 青 少 年 費	165,444,978
5 環 境 費		50,255,516
	1 環 境 保 全 費	5,169,226
	2 環 境 事 業 費	45,086,290
6 市 民 経 済 費		99,815,833

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	2,455,958
	2 区 役 所 費	16,178,429
	3 産 業 費	79,893,996
	4 工 業 研 究 所 費	1,287,450
7 観 光 文 化 交 流 費		15,271,669
	1 観 光 交 流 費	3,834,707
	2 文 化 交 流 費	8,706,390
	3 名 古 屋 城 費	2,730,572
8 緑 政 土 木 費		66,210,174
	1 土 木 管 理 費	9,283,435
	2 道 路 橋 り よ う 費	22,269,530
	3 街 路 費	9,066,592
	4 治 水 費	7,418,707
	5 緑 政 費	16,719,400
	6 農 政 費	1,452,510
9 住 宅 都 市 費		52,516,945
	1 都 市 計 画 費	26,885,064
	2 住 宅 費	25,631,881
10 消 防 費		27,999,605
	1 消 防 費	27,999,605
11 教 育 費		184,202,026
	1 教 育 総 務 費	12,774,116
	2 小 学 校 費	81,350,151
	3 中 学 校 費	41,988,628
	4 高 等 学 校 費	11,465,416
	5 幼 稚 園 費	1,645,440
	6 特 別 支 援 学 校 費	5,511,788

款	項	金 額 千円
	7 大 学 費	11,075,914
	8 私 学 振 興 費	4,056,402
	9 生 涯 学 習 費	8,672,093
	10 体 育 費	5,662,078
12 公 債 費		128,793,634
	1 公 債 費	128,793,634
13 諸 支 出 金		55,839,039
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	55,839,039
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,209,738,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
8 緑 政 土 木 費	1 土 木 管 理 費	道路の復旧	30,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路・橋りよの整備	800,000
	3 街 路 費	街路の整備	1,300,000
	4 治 水 費	河川・排水路の整備	900,000
	5 緑 政 費	公園の整備	300,000
9 住 宅 都 市 費	1 都 市 計 画 費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住 宅 費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
市役所東庁舎の空調設備改修工事	平成31年度	254, 000
税務総合情報システムの開発・保守業務委託	平成31年度 から 平成36年度 まで	5, 078, 000
ささしま市税事務所の移転整備	平成31年度 から 平成34年度 まで	1, 895, 000
総合リハビリテーションセンターの空調設備改修工事	平成31年度	36, 000
養護老人ホーム寿楽荘の電気設備改修工事	平成31年度	50, 000
旧健康教育研修室の解体工事	平成31年度	22, 000
中央看護専門学校の自動火災報知設備更新工事	平成31年度	26, 000
中央看護専門学校の衛生設備改修工事	平成31年度	15, 000
中村保健センターの移転改築	平成31年度 から 平成34年度 まで	1, 693, 000
中保健センターのエレベーター更新工事	平成31年度	18, 000
昭和保健センターの空調設備改修工事	平成31年度	38, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
守山保健センターの電気設備等改修工事	平成31年度	41,000
障害児入所施設あけぼの学園の改築	平成31年度	1,319,000
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	平成31年度 から 平成35年度 まで	2,351,000
富田工場管理棟等の改修工事	平成31年度 から 平成32年度 まで	776,000
富田北プール等の改修工事	平成31年度	496,000
南陽工場設備更新に係る環境影響評価 準備書作成等業務委託	平成31年度 から 平成32年度 まで	19,000
愛岐処分場浸出水処理施設改築に係る 実施設計・生活環境影響調査	平成31年度	64,000
中村区役所の移転改築	平成31年度 から 平成34年度 まで	3,893,000
中区役所のエレベーター更新工事	平成31年度	64,000
昭和区役所の空調設備改修工事	平成31年度	100,000
守山区役所の電気設備等改修工事	平成31年度	115,000
光城コミュニティセンターの建設	平成31年度	83,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
吹上コミュニティセンターの建設	平成31年度	82,000
豊治コミュニティセンターの建設	平成31年度	101,000
中小企業振興会館の天井等落下防止対策工事	平成31年度	83,000
中小企業振興会館のトイレ改修工事	平成31年度	36,000
工業研究所の天井等落下防止対策工事	平成31年度	93,000
公館の空調設備改修工事	平成31年度	42,000
国際展示場第1展示館の移転改築・維持管理	平成31年度 から 平成52年度 まで	34,356,000
文化小劇場の天井等落下防止対策工事	平成31年度	339,000
北文化小劇場の外壁改修工事	平成31年度	43,000
市民ギャラリー栄のエレベーター更新工事	平成31年度	23,000
演劇練習館の空調設備改修工事	平成31年度	31,000
能楽堂の空調設備等改修工事	平成31年度	135,000
中村土木事務所の移転改築	平成31年度 から 平成34年度 まで	693,000
舗装道の補修	平成31年度	600,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
道路照明の賃借	平成31年度 から 平成40年度 まで	1,863,000
側溝改良	平成31年度	100,000
東山こ道橋の耐震補強	平成31年度	210,000
運河橋の改築	平成31年度	335,000
交通安全施設の整備	平成31年度	150,000
正江橋の建設	平成31年度	589,000
中川橋の改築	平成31年度	350,000
鶴田ポンプ所のポンプ設備更新工事	平成31年度	40,000
排水施設整備	平成31年度	100,000
東山動植物園獣舎等の建設	平成31年度	110,000
東山動植物園熱源供給施設の整備	平成31年度	435,000
久屋大通公園北部園地・中央園地における特定公園施設の譲り受け	平成31年度 から 平成32年度 まで	2,683,000
市営住宅の建設	平成31年度 から 平成32年度 まで	5,203,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
名古屋市民火災共済生活協同組合に対する貸付予約	平成30年度 から 平成34年度 まで	火災共済金の支払資金が支払責任額に不足したときは、500,000千円を限度として貸し付ける。
指令管制システムの改修	平成31年度	915,000
西消防署のセミリニューアル改修工事	平成31年度	331,000
教育センターの天井等落下防止対策工事	平成31年度	309,000
小学校校舎等の保全改修・設備改修工事	平成31年度	192,000
小学校の空調設備改修工事	平成31年度	203,000
中学校校舎等の保全改修・設備改修工事	平成31年度	128,000
中学校の空調設備改修工事	平成31年度	416,000
中学校の外構改修工事	平成31年度	360,000
守山養護学校の増築	平成31年度 から 平成32年度 まで	987,000
図書館オンラインシステムの改修	平成31年度	50,000
女性会館の天井等落下防止対策工事	平成31年度	31,000
中川生涯学習センターの空調設備改修工事	平成31年度	50,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
北図書館の外壁改修工事	平成31年度	29,000
南図書館の空調設備改修工事	平成31年度	6,000
瑞穂公園体育館の建設	平成31年度 から 平成32年度 まで	4,099,000
総合体育館レインボーホールの観覧席 改修工事	平成31年度 から 平成32年度 まで	390,000
総合体育館レインボーホールの照明設 備等更新工事	平成31年度 から 平成32年度 まで	962,000
瑞穂公園ラグビー場のトイレ改修工事	平成31年度	181,000
枇杷島スポーツセンターのトイレ改修 工事	平成31年度	112,000
総合体育館レインボーホールの天井等 落下防止対策等工事	平成31年度 から 平成32年度 まで	851,000
枇杷島スポーツセンターの天井等落下 防止対策工事	平成31年度	377,000
総合体育館レインボーホール等のエレ ベーター更新工事	平成31年度	140,000
総合体育館レインボーホール等の外壁 改修工事	平成31年度 から 平成32年度 まで	404,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
枇杷島スポーツセンターの空調設備改修工事	平成31年度	125,000
志段味スポーツランドの空調設備改修工事	平成31年度	36,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成29年第1号議決)	平成29年度 から 平成35年度 まで	23,000,000 外に利息相当額	平成30年度 から 平成35年度 まで	15,000,000 外に利息相当額
都市型工業団地3号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 (平成29年第1号議決)	平成29年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 199,000千円を限度として補償する。	平成30年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 128,000千円を限度として補償する。
東山動植物園温室前館の耐震改修工事 (平成28年第1号議決)	平成29年度 から 平成31年度 まで	780,000	平成31年度 から 平成32年度 まで	600,000
大曽根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成29年第1号議決)	平成29年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 660千円を限度として補償する。	平成30年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 610千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (平成29年第1号議決)	平成29年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,083,972千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成30年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,728,576千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成29年第1号議決)	平成29年度 から 平成50年度 まで	280,471,000 外に利息相当額	平成30年度 から 平成51年度 まで	285,774,000 外に利息相当額

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成29年第1号議決)	平成29年度 から 平成49年度 まで	71, 225, 000	平成30年度 から 平成50年度 まで	61, 742, 000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成29年第1号議決)	平成29年度 から 平成36年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3, 275, 000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成30年度 から 平成37年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3, 105, 000千円及び利息相当額を限度として補償する。

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	945,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
社会福祉施設整備費	172,000			
老人福祉施設整備費	641,000			
公衆衛生施設整備費	12,000			
保健所整備費	44,000			
衛生研究所整備費	363,000			
子ども青少年施設整備費	545,000			
環境保全施設整備費	1,000			
廃棄物処理施設整備費	8,336,000			
市民活動施設整備費	1,000			
区役所整備費	992,000			
地域振興施設整備費	742,000			
産業施設整備費	43,000			
工業研究所整備費	74,000			
観光交流施設整備費	480,000			
文化交流施設整備費	3,635,000			
名古屋城整備費	463,000			
公共土木事業費	21,927,000			
公園緑地整備費	4,714,000			
農業振興施設整備費	104,000			
住宅建設費	3,984,000			
消防施設整備費	939,000			
教育センター整備費	1,090,000			
義務教育施設整備費	5,003,000			
高等学校整備費	368,000			
特別支援学校整備費	258,000			
生涯学習施設整備費	803,000			
体育施設整備費	1,734,000			
高速道路建設資金貸付金	140,000			
高速道路事業出資金	54,000			
市立大学施設整備補助金	2,299,000			
市立大学施設整備資金貸付金	1,500,000			
病院事業出資金	1,640,000			
高速度鉄道事業補助金	521,000			
高速度鉄道事業出資金	2,194,000			
臨時財政対策債	25,000,000			
計	91,761,000			

平成 30 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 30 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 210,978,621 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国 民 健 康 保 険 収 入		187,983,695
	1 保 険 料	47,532,707
	2 手 数 料	1
	3 県 支 出 金	140,084,966
	4 諸 収 入	366,021
2 繰 入 金		22,994,925
	1 他 会 計 繰 入 金	22,994,925
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	210,978,621

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国 民 健 康 保 険 費		210,958,621
	1 事 業 費	210,958,621
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	210,978,621

平成 30 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 30 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 52,609,176 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		26,283,210
	1 保険料	25,479,870
	2 手数料	1
	3 諸収入	803,339
2 繰入金		26,325,965
	1 他会計繰入金	26,325,965
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		52,609,176

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		52,589,176
	1 事業費	52,589,176
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		52,609,176

平成 30 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 30 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 189,629,296 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		159,815,992
	1 保 険 料	42,965,891
	2 手 数 料	26,830
	3 国 庫 支 出 金	42,283,518
	4 支 払 基 金 交 付 金	48,455,136
	5 県 支 出 金	26,075,823
	6 諸 収 入	8,794
2 繰 入 金		28,221,821
	1 他 会 計 繰 入 金	28,221,821
3 繰 越 金		1,591,483
	1 繰 越 金	1,591,483
歳 入 合 計		189,629,296

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		189,609,296
	1 事 業 費	187,993,221
	2 他 会 計 繰 出 金	1,616,075
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		189,629,296

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	平成31年度 から 平成35年度 まで	472,000

平成 30 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 30 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,233,236 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		846,236
	1 事 業 収 入	846,236
2 繰 入 金		77,000
	1 他 会 計 繰 入 金	77,000
3 繰 越 金		156,000
	1 繰 越 金	156,000
4 市 債		154,000
	1 市 債	154,000
歳 入 合 計		1,233,236

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付		1,233,236
	1 事 業 費	1,233,236
歳 出 合 計		1,233,236

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	154,000	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 30 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 30 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,581,364 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,957,791
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,633,719
	2 財 産 収 入	75
	3 繰 入 金	421,095
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	491,901
	6 市 債	1,411,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,623,573
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	504,857
	2 財 産 収 入	240
	3 繰 入 金	2,244,258
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	874,217
歳 入 合 計		8,581,364

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,957,791
	1 事 業 費	2,127,012
	2 整 備 費	1,430,040
	3 他 会 計 繰 出 金	1,400,639
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,623,573
	1 市 場 費	1,797,949
	2 と 畜 場 費	912,916
	3 他 会 計 繰 出 金	912,608
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		8,581,364

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場青果仲卸棟の消火設備改修工事	平成31年度	272,000
北部市場管理・エネルギー棟の電気設備改修工事	平成31年度	124,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成29年第6号議決)	平成29年度 から 平成32年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成30年度 から 平成33年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費	1,411,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 30 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

平成 30 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,893,925 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		200,000
	1 寄 附 金	200,000
2 繰 入 金		752,925
	1 他 会 計 繰 入 金	752,925
3 市 債		2,941,000
	1 市 債	2,941,000
歳 入 合 計		3,893,925

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		3,893,925
	1 事 業 費	3,656,571
	2 他 会 計 繰 出 金	237,354
歳 出 合 計		3,893,925

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
天守閣木造復元の実施設計	平成31年度 から 平成32年度 まで	704, 000
天守閣木造復元の木工事	平成31年度 から 平成34年度 まで	7, 311, 000

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	2, 941, 000	普通貸借又は 証券発行	年5.0％以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 30 年度名古屋市土地区画整理組合
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 30 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 264,532 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		264,532
	1 貸付金収入	264,532
歳 入	合 計	264,532

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		264,532
	1 他会計繰出金	264,532
歳 出	合 計	264,532

平成 30 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 30 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 660,773 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		68,236
	1 国庫支出金	44,236
	2 諸収入	24,000
2 繰入金		332,537
	1 他会計繰入金	332,537
3 市債		260,000
	1 市債	260,000
歳 入 合 計		660,773

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		660,773
	1 事業費	453,315
	2 他会計繰出金	207,458
歳 出 合 計		660,773

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	260,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 30 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 30 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,139,607 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		570,810
	1 使 用 料	417,380
	2 他 会 計 繰 入 金	153,430
2 公 園 整 備 事 業 収 入		568,797
	1 他 会 計 繰 入 金	235,797
	2 市 債	333,000
歳 入 合 計		1,139,607

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		570,810
	1 事 業 費	490,595
	2 他 会 計 繰 出 金	80,215
2 公 園 整 備 事 業 費		568,797
	1 事 業 費	459,676
	2 他 会 計 繰 出 金	109,121
歳 出 合 計		1,139,607

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成20年第12号議決)	平成21年度 から 平成30年度 まで	130,000 外に利息等相当額	平成31年度 から 平成35年度 まで	94,448 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	333,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 30 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 30 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 99,990,298 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		248,584
	1 基 金 収 入	398
	2 繰 入 金	220,256
	3 基 金 積 戻 金	27,929
	4 繰 越 金	1
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金 収 入		609,814
	1 基 金 収 入	4,115
	2 繰 入 金	276,322
	3 基 金 積 戻 金	329,376
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,044
	1 基 金 収 入	43
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		69,558
	1 基 金 収 入	1,691
	2 繰 入 金	53,000
	3 基 金 積 戻 金	14,866
	4 繰 越 金	1
5 名 古 屋 城 天 守 閣 積 立 基 金 収 入		423,187
	1 基 金 収 入	186
	2 繰 入 金	200,000
	3 基 金 積 戻 金	223,000
	4 繰 越 金	1
6 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		50,629

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	1,028
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	46,600
	4 繰 越 金	1
7 国際交流事業積立基金収入		8,960
	1 基 金 収 入	4,418
	2 繰 入 金	2,000
	3 基 金 積 戻 金	2,541
	4 繰 越 金	1
8 大規模施設整備積立基金収入		1,313,673
	1 基 金 収 入	2,218
	2 繰 入 金	48,000
	3 基 金 積 戻 金	1,263,454
	4 繰 越 金	1
9 高速度鉄道建設積立基金収入		45
	1 基 金 収 入	44
	2 繰 越 金	1
10 環境保全基金収入		98,971
	1 基 金 収 入	780
	2 繰 入 金	1,000
	3 基 金 積 戻 金	97,190
	4 繰 越 金	1
11 中区役所等管理基金収入		63,335
	1 基 金 収 入	931
	2 基 金 積 戻 金	62,403
	3 繰 越 金	1
12 介護給付費準備基金収入		1,617,530

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	1,454
	2 繰 入 金	1,616,075
	3 繰 越 金	1
13 震災対策事業基金収入		966,547
	1 基 金 収 入	2,699
	2 繰 入 金	1,000
	3 基 金 積 戻 金	962,847
	4 繰 越 金	1
14 区まちづくり基金収入		39,363
	1 基 金 収 入	38
	2 繰 入 金	24,000
	3 基 金 積 戻 金	15,324
	4 繰 越 金	1
15 子ども・親総合支援基金収入		3,294,419
	1 基 金 収 入	1
	2 繰 入 金	3,000,000
	3 基 金 積 戻 金	294,418
16 アセットマネジメント基金収入		2,130,635
	1 基 金 収 入	1
	2 繰 入 金	2,130,634
17 公債償還基金収入		84,006,146
	1 基 金 収 入	697,352
	2 繰 入 金	47,354,480
	3 基 金 積 戻 金	35,954,313
	4 繰 越 金	1
18 財政調整基金収入		5,043,858
	1 基 金 収 入	43,857

款	項	金 額 千円
	2 基 金 積 戻 金	5,000,000
	3 繰 越 金	1
歳 入	合 計	99,990,298

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		248,584
	1 他 会 計 繰 出 金	28,328
	2 積 立 金	220,256
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		609,814
	1 他 会 計 繰 出 金	333,492
	2 積 立 金	276,322
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,044
	1 積 立 金	5,044
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		69,558
	1 他 会 計 繰 出 金	14,866
	2 積 立 金	54,692
5 名 古 屋 城 天 守 閣 積 立 基 金		423,187
	1 他 会 計 繰 出 金	223,000
	2 積 立 金	200,187
6 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		50,629
	1 他 会 計 繰 出 金	47,629
	2 積 立 金	3,000
7 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		8,960
	1 他 会 計 繰 出 金	6,960
	2 積 立 金	2,000
8 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		1,313,673
	1 他 会 計 繰 出 金	1,263,454
	2 積 立 金	50,219
9 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		45
	1 積 立 金	45
10 環 境 保 全 基 金		98,971

款	項	金 額 千円
	1 他 会 計 繰 出 金	97,971
	2 積 立 金	1,000
11 中 区 役 所 等 管 理 基 金		63,335
	1 他 会 計 繰 出 金	63,335
12 介 護 給 付 費 準 備 基 金		1,617,530
	1 積 立 金	1,617,530
13 震 災 対 策 事 業 基 金		966,547
	1 他 会 計 繰 出 金	962,847
	2 積 立 金	3,700
14 区 ま ち づ く り 基 金		39,363
	1 他 会 計 繰 出 金	15,324
	2 積 立 金	24,039
15 子 ども ・ 親 総 合 支 援 基 金		3,294,419
	1 他 会 計 繰 出 金	294,418
	2 積 立 金	3,000,001
16 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト 基 金		2,130,635
	1 積 立 金	2,130,635
17 公 債 償 還 基 金		84,006,146
	1 他 会 計 繰 出 金	35,954,313
	2 積 立 金	48,051,833
18 財 政 調 整 基 金		5,043,858
	1 他 会 計 繰 出 金	5,000,000
	2 積 立 金	43,858
歳 出	合 計	99,990,298

平成 30 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 30 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,420,796 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		8,614,568
	1 繰 入 金	3,201,560
	2 振 替 収 入	4,598,008
	3 市 債	815,000
2 都市開発用地取得資金収入		2,806,227
	1 繰 入 金	667,807
	2 振 替 収 入	1,438,420
	3 市 債	700,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		11,420,796

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		8,614,369
	1 取 得 費	824,712
	2 他 会 計 繰 出 金	7,789,657
2 都市開発用地取得費		2,806,227
	1 取 得 費	702,000
	2 他 会 計 繰 出 金	2,104,227
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		11,420,796

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	815,000 700,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,515,000			

平成 30 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 30 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 479,076,472 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		218,275,000
	1 公 債	218,275,000
2 繰 入 金		260,761,470
	1 他 会 計 繰 入 金	260,761,470
3 繰 越 金		40,000
	1 繰 越 金	40,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		479,076,472

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		141,195,000
	1 起 債 額 繰 出	141,195,000
2 公 債 費		337,881,472
	1 公 債 償 還 金	289,744,781
	2 公 債 事 務 費	806,211
	3 他 会 計 繰 出 金	47,330,480
歳 出 合 計		479,076,472

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	77,080,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

平成 30 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	147,095 人 (1 日 403 人)	204,960 人 (1 日 840 人)
西部医療センター	164,250 人 (1 日 450 人)	287,920 人 (1 日 1,180 人)
緑 市 民 病 院	62,050 人 (1 日 170 人)	79,110 人 (1 日 270 人)
計	373,395 人 (1 日 1,023 人)	571,990 人 (1 日 2,290 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター病棟の改築

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	15,294,646
第 1 項	医 業 収 益	13,473,939
第 2 項	医 業 外 収 益	1,819,707
第 3 項	特 別 利 益	1,000
第 2 款	西部医療センター収益	18,425,378
第 1 項	医 業 収 益	16,003,955
第 2 項	医 業 外 収 益	2,419,423
第 3 項	特 別 利 益	2,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	344,734
第 1 項	医 業 収 益	10,890

		千円
第 2 項	医 業 外 収 益	332, 844
第 3 項	特 別 利 益	1, 000
収 入	合 計	34, 064, 758

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	16, 130, 800
第 1 項	医 業 費 用	16, 027, 715
第 2 項	医 業 外 費 用	98, 085
第 3 項	特 別 損 失	5, 000
第 2 款	西部医療センター費	18, 371, 808
第 1 項	医 業 費 用	17, 959, 292
第 2 項	医 業 外 費 用	406, 516
第 3 項	特 別 損 失	6, 000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	472, 025
第 1 項	医 業 費 用	456, 284
第 2 項	医 業 外 費 用	14, 741
第 3 項	特 別 損 失	1, 000
第 4 款	予 備 費	1, 000
第 1 項	予 備 費	1, 000
支 出	合 計	34, 975, 633

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,657,774 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	6, 782, 035
第 1 項	企 業 債	4, 599, 000
第 2 項	出 資 金	1, 640, 000

		千円
第 3 項	一般会計補助金	535,833
第 4 項	基金収入	2
第 5 項	基金繰入金	1,000
第 6 項	その他資本収入	6,200
第 2 款	西部医療センター資本収入	653,345
第 1 項	企業債	170,000
第 2 項	一般会計補助金	471,213
第 3 項	国庫補助金	1,000
第 4 項	基金収入	4
第 5 項	その他資本収入	11,128
第 3 款	緑市民病院資本収入	174,769
第 1 項	企業債	100,000
第 2 項	一般会計補助金	74,769
収 入	合 計	7,610,149

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	7,290,928
第 1 項	建設改良費	6,323,888
第 2 項	償還金	926,038
第 3 項	投資	41,002
第 2 款	西部医療センター資本支出	1,752,089
第 1 項	建設改良費	295,793
第 2 項	償還金	1,416,292
第 3 項	投資	40,004
第 3 款	緑市民病院資本支出	224,906
第 1 項	建設改良費	100,000
第 2 項	償還金	124,906
支 出	合 計	9,267,923

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとお

りと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東部医療センター旧棟取り壊し等の設計	平成 31 年度	71,000 千円
東部医療センター放射線装置の整備	平成 31 年度	1,075,000 千円
東部医療センター病棟移転支援業務委託	平成 31 年度	44,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限 度 額	4,869,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、6,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第9条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、892,880 千円、79,580 千円、13,800 千円及び 56,469 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,097,203 千円及び 1,081,815 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、1,640,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,600,000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 30 年度名古屋市水道事業会計予算

第1条 平成30年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 278,495,000 立方メートル
(1日 763,000 立方メートル)
給水戸数 1,306,000 戸
- (2) 主要な建設改良事業 第4次水道基幹施設整備及び第4次配水管網整備

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出		千円
第 1 款	水 道 経 営 費	50,287,455
第 1 項	営 業 費 用	43,427,172
第 2 項	営 業 外 費 用	6,800,283
第 3 項	特 別 損 失	50,000
第 4 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,248,774千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	5,865,937
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	193,000
第3項	県補助金	254,980
第4項	他会計貸付金返還金	135,328
第5項	基金収入	4,766
第6項	基金繰入金	20,010
第7項	その他資本収入	1,757,853

支 出		千円
第1款	資本的支出	27,114,711
第1項	建設改良費	19,934,749
第2項	償還金	7,175,196
第3項	投資	4,766

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成31年度から平成32年度まで	8,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 第4次水道基幹施設整備費にあてるため

限 度 額	3,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,600,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、48,548 千円、108,743 千円及び 67,192 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、193,000 千円である。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 30 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	給 水 量	年間	22,958,500 立方メートル
		(1 日	62,900 立方メートル)
	事業所数		118 カ所

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第 1 款	工業用水道事業収益	1,038,750
第 1 項	営 業 収 益	912,943
第 2 項	営 業 外 収 益	125,307
第 3 項	特 別 利 益	500

支 出

千円

第 1 款	工業用水道経営費	1,028,750
第 1 項	営 業 費 用	952,772
第 2 項	営 業 外 費 用	74,478
第 3 項	特 別 損 失	500
第 4 項	予 備 費	1,000

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 565,055 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的收入	101,598
第1項	出資金	2,486
第2項	その他資本収入	99,112

支 出		千円
第1款	資本的支出	666,653
第1項	建設改良費	531,325
第2項	他会計借入金返還金	135,328

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	平成31年度	100,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,486 千円である。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

平成 30 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,045 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
処理水量 年間434,715,000 立方メートル
(1日 1,191,000 立方メートル)
水洗便所の改造 1,100 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	75,331,508
第 1 項	営業収益	69,233,300
第 2 項	営業外収益	6,093,208
第 3 項	特別利益	5,000
支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	74,058,508
第 1 項	営業費用	64,845,723
第 2 項	営業外費用	9,172,785
第 3 項	特別損失	30,000
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額37,077,220千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額8,101千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	29,366,947
第1項	企 業 債	20,000,000
第2項	国 庫 補 助 金	8,000,400
第3項	そ の 他 資 本 収 入	1,336,526
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	30,021

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	66,436,066
第1項	建 設 改 良 費	40,089,522
第2項	償 還 金	26,324,624
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	21,920

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設	平成31年度から平成34年度まで	40,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため		
限 度 額	20,010,000千円		
	下 水 道 事 業 建 設 費	20,000,000千円	

	水洗便所改造資金貸付金	10,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,800,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、30,700,843 千円、3,461,144 千円、116,043 千円、92,127 千円、30,000 千円、25,000 千円及び 65,023 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,195 千円である。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 30 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	910 両
	運 転 キ ロ	年間	36,281,000 キロメートル
		(1 日	99,400 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	129,100,500 人
		(1 日	353,700 人)

(2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入、営業所及び停留所施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款	自動車運送事業収益	26,034,612
第 1 項	営 業 収 益	22,054,150
第 2 項	営 業 外 収 益	3,822,003
第 3 項	特 別 利 益	158,459

支出

千円

第 1 款	自動車運送事業費	25,297,167
第 1 項	営業費用	24,758,170
第 2 項	営業外費用	403,226
第 3 項	特別損失	125,771

第 4 項 予 備 費	千円 10,000
-------------	--------------

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,196,158 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第 1 款 資 本 的 収 入		4,056,759
第 1 項 企 業 債		2,237,000
第 2 項 出 資 金		1,000,000
第 3 項 そ の 他 資 本 収 入		819,759

支 出		千円
第 1 款 資 本 的 支 出		5,252,917
第 1 項 建 設 改 良 費		2,556,290
第 2 項 企 業 債 償 還 金		686,627
第 3 項 借 入 金 返 還 金		2,000,000
第 4 項 予 備 費		10,000

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	2,237,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元

金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、127,767千円である。

(他会計からの補助金)

第9条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,029,146千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,015,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、377,512千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、174,739千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 経営基盤の強化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、500,000千円である。

- 2 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を

受ける金額は、500,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,900,000 千円と定める。

(重要な資産の処分)

第12条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土地	旧自動車工場用地 (名古屋市緑区森の 里一丁目 96 番 1)	20,390.72 平方 メートル	売払い

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 30 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	674 両 (116 編成)
	運 転 キ ロ	年間	69,240,500 キロメートル
		(1 日	189,700 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	485,413,500 人
		(1 日	1,329,900 人)

(2) 主要な建設改良事業 車両購入及び駅施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款	高速度鉄道事業収益	100,389,892
第 1 項	営 業 収 益	89,494,883
第 2 項	営 業 外 収 益	10,684,009
第 3 項	特 別 利 益	211,000

支出

千円

第 1 款	高速度鉄道事業費	85,176,136
第 1 項	営業費用	73,810,614
第 2 項	営業外費用	11,355,522
第 3 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債2,364,000千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額39,176,602千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	17,688,502
第1項	企業債	12,204,000
第2項	出資金	2,194,000
第3項	貸付金返還金	1,000,000
第4項	一般会計補助金	1,516,006
第5項	国庫補助金	577,680
第6項	県補助金	30,000
第7項	その他資本収入	166,816

支 出		千円
第1款	資本的支出	54,501,104
第1項	建設改良費	12,963,297
第2項	企業債償還金	41,027,807
第3項	出資金	500,000
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成31年度から平成33年度まで	13,000,000千円
廃棄物の処理委託	平成31年度	8,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため		
限度額	12,204,000 千円		
	高速度鉄道事業建設改良費	9,398,000 千円	
	高速度鉄道事業資本費平準化債	442,000 千円	
	高速度鉄道事業特例債	2,364,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、33,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、211,478 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会

計からこの会計が補助を受ける金額は、5,603,000 千円及び 187,564 千円である。

- 2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、781,969 千円である。
- 3 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,699,287 千円である。

（他会計からの出資金）

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,194,000 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

